

滋賀県中小企業振興資金【開業資金(かいぎょう)】

借入申込書類一覧

◎：必ず提出、○：必要に応じて提出

必要書類等		必要な方	開業資金		
			創業枠	創業サポート枠	女性創業枠
提出部数（原本1部、残りの部数は写しを作成すること）			3部	3部	3部
		保証なしの場合	/	/	/
借入申込書	要綱様式第1号		◎	◎	◎
誓約書	要綱様式第3号		◎	◎	◎
創業計画書	様式第10-1号		◎	◎	◎
住民税の納税証明書(法人の場合は代表者のみ)(3か月以内のもの)	市町発行	開業前または開業後1年未満の場合	◎ (いずれか1つ)	◎ (いずれか1つ)	◎ (いずれか1つ)
県税の未納がないことを証する証明書(3か月以内のもの)	県税事務所発行	開業後1年以上経過している場合			
許認可書等の写し		許認可等が必要な事業の場合	○	○	○
法人の登記事項証明書(写し・3か月以内のもの)および定款の写し		法人の場合	○	○	○
自己資金を客観的に確認できる書類		開業前に2,000万円を超える融資を申し込む場合	○	○	
客観的に事業に着手したことを証する書類の写し(税務署への開業届、商品売買契約書等)		開業後に申し込む場合	○	○	○
事業所の使用権を証する書類の写し(賃貸借契約書、請負契約書、売買契約書等)			◎	◎	◎
フランチャイザーとの契約書の写し		フランチャイズチェーンの場合	○	○	○
最近の試算表		開業後1年以上経過している場合	○	○	○
直前2期の決算書または確定申告書の写し(決算期を2期迎えていない場合は1期分)		開業後1年以上経過している場合	○	○	○
融資対象の契約書または見積書の写し、カタログ、設計書、図面		設備資金の場合	○	○	○
建築確認申請書の写し(融資対象が建築物の場合)		設備資金(建築物)の場合	○	○	○
認定特定創業支援等事業を受けたことについて市町長が発行する証明書	市町所定様式			◎ (いずれか1つ)	
県内オンラインプラットフォーム施設の入居者であることを証明する書類(施設使用承認書等の写し)					
開業資金(創業サポート枠)に関する証明(申請)書	様式第10-4号				
開業資金(創業サポート枠)に関する証明(申請)書	様式第10-5号				
開業資金(女性創業枠)に関する証明(申請)書	様式第10-6号				◎
事業開始(会社設立)報告書	様式第10-3号	開業前に申し込んだ場合、事後提出	○	○	○
【受付機関・金融機関が作成する書類】					
開業資金チェックリスト	様式第10-2号	受付機関が作成	◎	◎	◎
滋賀県中小企業振興資金取扱報告書	様式第2号	金融機関が作成 あっせん機関に事後提出	◎	◎	◎